

新型コロナウイルス第6波の影響で売上減少した市内事業者様への緊急支援

米子市オミクロン株影響対策 特別支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症第6波において事業運営に影響を受けた事業者の事業継続を支援するため支援金を支給します。

支給対象者

米子市内に事務所又は事業所を有しており、かつ、鳥取県「オミクロン株影響対策緊急応援金」の支給対象となる事業者

支給額

次の①と②の合計額を支給します

- ① **鳥取県「オミクロン株影響対策緊急応援金」の基本支給額（※）の半分の額**
※「新型コロナ安心対策認証店」を県内に複数有することによる加算額を除いた額により算定します。
- ② **米子市内「認証店」「協賛店」加算：市内2店舗目以降、1店舗につき5万円**
鳥取県「新型コロナ安心対策認証店」「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィス」を米子市内に複数有する場合、2店舗目以降5万円を加算します。

申請方法

申請書類の様式は、米子市ホームページからダウンロードできます。また、市役所商工課窓口・総合案内にてお受け取りいただけます。

- ★ **本支援金の支給額は、鳥取県「オミクロン株影響対策緊急応援金」の基本支給額を基準にして算定します。そのため、本支援金の申請は、県応援金の申請後に行ってください。**

※米子市から鳥取県に応援金の給付状況を確認します。

※県応援金の支給決定（振込）前であっても申請ができます。この場合、県応援金の支給額が確定された後に、市の支援金を支給します（5月20日 取り扱いを一部変更しました）

- ★ **申請は、新型コロナウイルス対策のため、原則郵送により受け付けます。**

【必要書類】

- 交付申請書兼請求書
- 振込先金融機関口座の確認ができる書類の写し（通帳の表紙と見開き1ページ目等）

申請期間

令和4年4月1日（金）から **6月30日（木）**まで

【申請書送付先／お問合せ先】

米子市経済部商工課 支援金担当

〒683-0067 米子市東町161-2（市役所第2庁舎4階） 専用電話：070-3794-0951